

令和元年 10 月 18 日

所 属 長 様

町 長

### 令和 2 年度予算編成方針

令和 2 年度の予算編成にあたっては、持続可能なまちづくりを実現するために、各職員が、行財政運営において、本町が進むべき方向性を強く意識し、今後を見据えた予算の計上に努められたい。

本町の現状は、自主財源である町税が、担税人口の減少や地価の下落などにより減収の一途を辿り、また、地方交付税においても、著しい増額は期待できない。また、歳出においては、会計年度任用職員制度の開始に伴い、人件費が少なからず影響を受けることが想定され、長期債の償還などの義務的経費は、歳入に反し増額を続け、限られた財源の活用範囲がますます狭小している状況にある。

一方、国の動向は、先に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2019」の中で、昨年度同様、スマート自治体の推進として、①ICTやAIの活用による業務改革、②経営戦略に基づく経営改革、③地方財政の「みえる化」、④公共施設等の適正管理を構造的な課題とし、本年度は、その実現に向け、具体的な取り組みを提唱し、また、全国自治体における近年の重要課題である地方創生関連施策においては、これまでの取り組みを基に、成果重視の姿勢を鮮明に示している。令和という時代を冷静に見つめ、長期的な視点で現状を捉え、我々自治体職員は、来たるべき地方公共団体の業務の変化への備えを万全にしておかなければならない。

各職員においては、今後の人口減少の本格化を見据え、課題に直面する我々にとって、単なる歳出の抑制や行政効率化に取り組むだけではなく、新しいまちの骨格を定め、多様な人材が求められる時代の到来に対応出来るよう、本町の現状を真摯に受け止め、令和 2 年度の当初予算編成と事務事業の執行を図ってもらいたい。

## 【予算編成の基本的事項】

1. 令和2年度は昨年度に引き続いて“枠配分方式”による予算編成手法による編成とするので、各所属長は予算編成事務の流れはもとより、施策課題への取組み手法及び費用対効果等に留意をしつつ、効果的な予算の編成に取り組むこと。
2. 令和2年度当初予算の枠配分方式は令和元年度当初予算の一般財源額と同額とし、制度改正等、増額不可避なものについてのみ経常経費の増額を反映させ、令和元年度当初予算時に、同理由により増額したものについては減額して枠配分額を決定している。なお、令和元年度10月より改正された消費税の年額相当増税分については枠配分には反映していない。
3. 事業計画要求ベースにおいて歳入歳出の不足を確認するため、事業計画で要求のあった全事業について仮計上した。しかしながら、仮計上において一般財源ベースで大幅な歳入不足が見込まれることから、別紙「枠配分一覧表」及び「令和2年度不採択及び条件付採択等事業一覧表」のとおり判断を行っている。一覧表において、不採択と判断された事業は令和2年度当初予算への計上は行わないものとする。条件付採択については、備考欄に記載している事項を踏まえ予算の要求を行うものとする。なお、計上する事業であっても事業計画ヒアリングにおいて疑義や意見のある点について、十分に留意の上、予算要求をなされたい。

また、昨年と同様に要求のなされた予算について、財政係との予算ヒアリング結果に支障がある場合、所属長等協議において調整を図るものとする。

4. 歳入全般に渡り増収策を図り、予算計上すること。なお、小額であっても遺漏なく計上すること。また、歳入歳出全般に渡り、積算根拠を省略して予算要求を行う事例も見受けられるが、厳に慎むこと。
5. 国の令和元年度地方財政計画を踏まえた収支見込の確定を経て、1月下旬に最終的な事業費を確定するものであり、予算査定をもって予算措置を担保するものではないこと。
6. 政策的課題及び来年度以降の制度設計、事業内容の確定していない施策等については、早急にその方向性を決定し、令和2年度予算に反映させること。
7. 枠配分方式により予算案を取りまとめるにあたり、予算要求基準を下記の通り定めるので、積算の参考にすること。
  - ① 枠配分額は2.に記載した算出方式で構成されているので留意すること。なお、3.に示す「令和2年度不採択及び条件付採択等事業一覧表」の事業以外の新規裁量事業について予算要求は可能である。但し、新規裁量事業の財源については、枠配分や裁量事業の再編・改廃により生ずる一般財源の確保を検討すること。
  - ② 国庫補助、府補助等の特定財源を持つ事業において、補助率の引下げ等が発生した場合は、事業費そのものの縮減に努めること。なお、事業費縮減による事業効果の維持が困難である場合、分担金、手数料等の受益者負担金の徴収・増額等の財源確保策を十分に検討すること。
  - ③ 工事請負費、備品購入費等の積算にあたっては積算基準等の参考資料を十分に精査するものとし、積算基準によりがたい場合は過年度に執行された入札結果等を参考に要求すること。
  - ④ 人件費については、人事ヒアリングにおいて精査が行われるところであるが、事業計画調査において提出された総人件費見込に留意しつつ、可能な限り総人件費の抑制に努めること。

- ⑤ 物件費については、年度当初からの流用が多く見受けられるので、抑制に努めつつ、真に必要な費目において計上すること。
  - ⑥ 維持補修費について、各施設における経常的な修繕費を認めるところであるが、具体的な修繕対象物件や必要経費が判明している場合は積算根拠を明記すること。
  - ⑦ 扶助費については、各事業における自然増減による支給対象者の増減、及び法令改正による支給単価の増減を適正に見込み、特に過年度の当初予算見込と決算の乖離について分析を行い、要求額が過大にならないよう検証の上、要求すること。
  - ⑧ 補助費等については、団体補助金の一層の見直しを図るとともに、実績を踏まえた予算化に努めること。また、一部事務組合等への負担金は、当該団体との連携を密にしつつ、適正範囲において要求すること。
  - ⑨ 各特別会計等への繰出金は、令和元年度繰出基準を遵守するところであり、基準外繰出を要する場合は、当該特別会計の予算を極力縮減の上、ヒアリング時に財政係と協議すること。なお各特別会計等への繰出金については事業計画ヒアリング及び収支見込を基に、現時点で必要と判断したものについて枠配分額に含んでいる。従って、予算の要求にあたっては、一層の縮減に努めて予算要求を行うこと。
  - ⑩ 各特別会計の当初予算時における繰越金の見込みは、過年度の決算を参考にしつつ、各会計の月次支払状況を勘案の上、見込むこと。
8. 今後、収支見込が変動することがありえるので、予算の最終調製については、令和2年度地方財政計画の確定をもって判断するものとする。